

第2期三原市地域公共交通網形成計画（案）－ 概要版 －

第1章 計画の目的と概要

1.1 計画の目的

三原市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年施行）」に基づき、平成27(2015)年3月に「三原市地域公共交通網形成計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の構築を基本理念に、具体的な施策や事業に取り組んできた。

一方で、従前から続く市の人口減少・高齢化は一層進行し、さらには交通事業者の乗務員不足が運行サービス維持を阻害するまでに深刻化しているなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした状況を踏まえ、「第2期三原市地域公共交通網形成計画」（以下「第2期計画」という。）は、これまで推進してきた第1期計画の基本的な考え方を踏襲するとともに、将来の本市の姿を見据えて、持続可能な地域公共交通体系の形成を図ることにより、市民生活の利便性と福祉の向上に資することを目的とする。

1.2 計画の対象区域

計画の対象区域は、三原市全域とする。

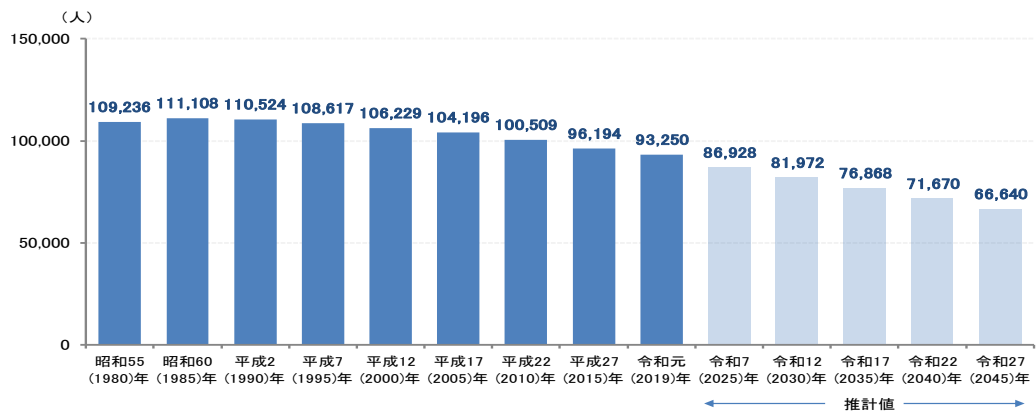
1.3 計画期間

計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とする。

第2章 地域公共交通に係る現状 / 第3章 地域公共交通に係る課題

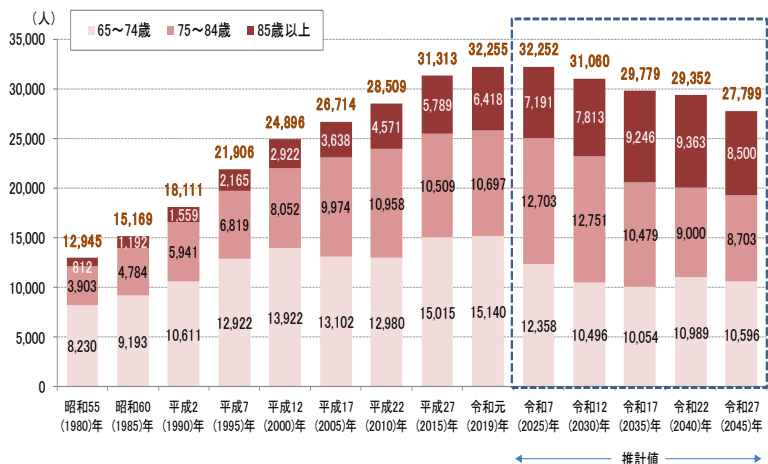
(1) 急進する人口減少や高齢化への対応

- 本市では、人口減少、高齢化が急速に進んでおり、将来に向けてもこの傾向が続くと見込まれる。
- 路線バス等の公共交通の利用者数は減少傾向にあるが、沿線地域の人口減少や既存利用者の高齢化の進行より、今後もさらに利用者が減少する可能性が高いといえる。
- 特に高齢者の増加は、移動手段に困る市民が今後増加する可能性を示しており、安心できる暮らしの確保に向けて対応が必要である。



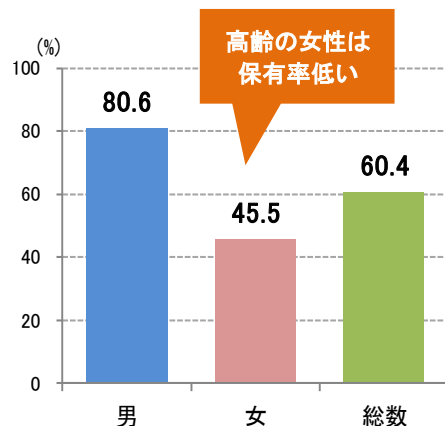
資料：国勢調査，住民基本台帳人口（令和元年9月末）
国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）

図 常住人口の推移



資料：国勢調査，住民基本台帳人口（令和元年9月末）
国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）

図 高齢者人口の推移

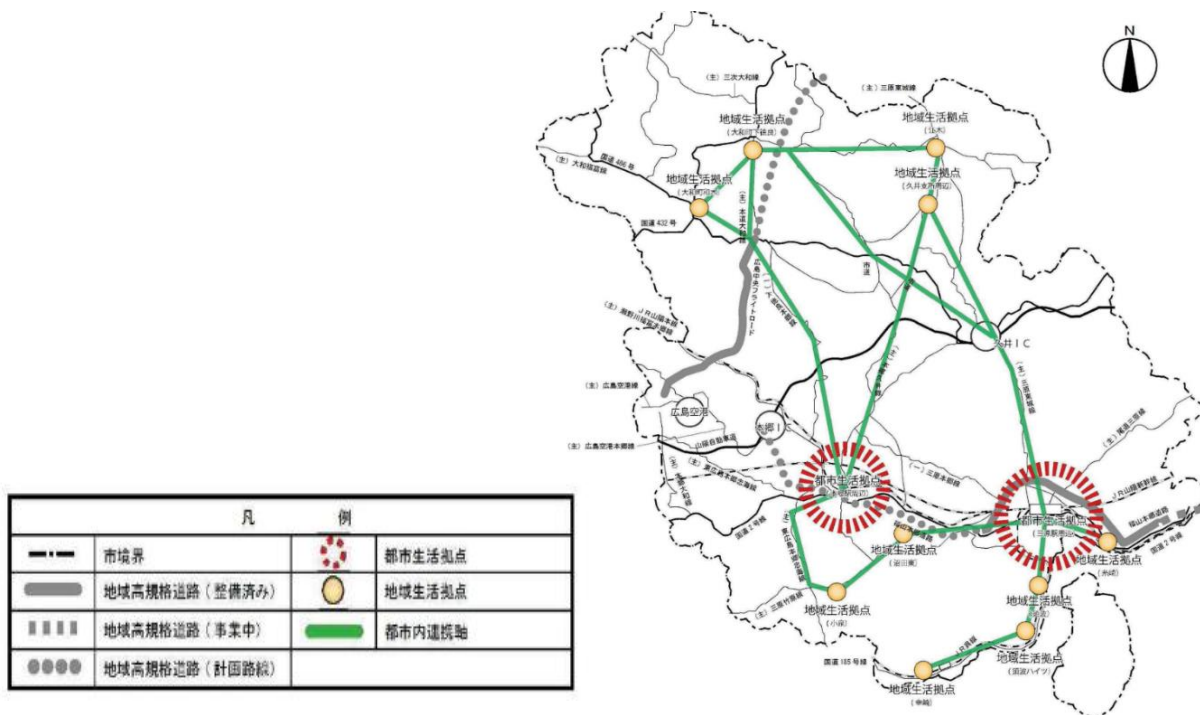


資料：広島県警（6月末現在），住民基本台帳（6月末現在）

図 65歳以上の男女別免許保有率（令和元年）

(2) まちづくり方針との整合に向けた対応

- ・本市のまちづくりは，選択と集中の考え方のもと，既に拠点性を備えている地区への機能集積を推進し，これらの相互連携を強化することで，市域の一体的な発展を目指している。
- ・「三原市立地適正化計画（平成29(2017)年12月策定）」，「三原市都市計画マスタープラン（平成31(2019)年3月策定）」において位置づけられる「生活拠点」，「都市内連携軸」からなる将来都市構造の実現を図るため，まちづくりを支える地域公共交通の維持，確保が必要である。



- 都市生活拠点：高い公共交通の利便性を活かし，商業・業務など高次都市機能が集積し，今後とも各種機能の維持・誘導を図るとともに，市内外における都市活動の中心的な役割を担う拠点
- 地域生活拠点：日常生活に必要なサービス機能が集積する既存集落で，今後とも各種機能の維持・誘導を図るとともに，公共交通等の複数の交通手段によりネットワークを形成する拠点
- 都市内連携軸：公共交通，主要な幹線道路など，複数の交通手段により，市内各地域の拠点間の連携を強化する動線

資料：三原市立地適正化計画（平成29(2017)年12月策定），一部編集
図 将来都市構造図

(3) 路線バス、地域コミュニティ交通の見直しに係る対応

- ・ 過度に利用者が少ないなど非効率な運行となっている地域公共交通に対して、将来に向けてサービス継続を図るため、第1期計画において定量的な指標を用いた見直しの流れを整えた。
- ・ この考え方を継承し、引き続き運行サービスを維持するとともに、また必要な場合は効率化を図ることで地域公共交通体系の持続を図ることが必要である。
- ・ また効率化に伴い、地域の移動手段が途絶えることがないように、住民主体による地域コミュニティ交通の導入を推進する等、それぞれの地域の実態に応じた移動手段の確保が必要である。

(4) 交通事業者における乗務員不足に係る対応

- ・ 路線バス事業者等においては乗務員不足が深刻であり、今後、運行サービス維持の大きな障害となる可能性が高い。
- ・ これは、本市の地域公共交通体系の形成に直結する問題であり、各々の事業者だけではなく、行政を含めた全関係主体で対応する必要がある。

(5) 市民協働による地域公共交通の維持への対応

- ・ 事業環境が厳しくなる中、今まで以上に、市民一人ひとりが地域公共交通の重要性を認識し、また守る意識を持ち、さらに実際に行動することが必要である。
- ・ そのため、地域公共交通を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、市民に関連情報を発信して、事業環境が厳しい地域公共交通への理解を深めるとともに、利用意識の醸成を図り、市民との協働で地域公共交通を支える機運を高める必要がある。

(6) 増加する観光入込客への対応

- ・ 本市の観光入込客数は、各種イベント開催の影響もあり近年増加傾向にある。
- ・ 観光まちづくりの支援、及び地域公共交通の新たな利用需要の獲得に向けて、本市の来訪者が利用しやすい地域公共交通の整備を進める必要がある。

(7) 増加する自然災害への対応

- ・ 平成30(2018)年7月の西日本豪雨災害により、本市における路線バス等の地域公共交通の一部は、長期間に渡り休止等を余儀なくされた。
- ・ こうした自然災害は今後も頻発する危険性があるため、地域公共交通の分野においても可能な備えを実践する必要がある。

(8) 新たな関連技術の進展への対応

- ・ 近年、全国で移動支援に関連する新しい技術開発や実証実験等が推進され、早期の社会実装が期待されている。
- ・ 本市の公共交通に係る各種課題への解決策になる可能性もあるため、こうした新しい技術開発の動向について把握し、対応する必要がある。

第4章 計画の基本方針

4.1 第2期計画の基本的な考え方

(1) 地域公共交通の運行(運航)を継続する

鉄道・高速バス	・運営主体との連携を図りながら、利用促進に向けた取組を推進する。
航路	・現行サービスの維持に向けて国や県と連携して取組むとともに、島民や航路事業者との協働により利便性の向上や利用促進を図る。
路線バス	<p>・既存のサービスの維持・活性化に取組むとともに、評価・検証の結果、必要があればサービス内容を見直す。</p> <p>[見直し基準・損失補填の上限]</p> <p>見直し基準 : <u>経常収支率30%未満</u></p> <p>継続判断基準 : <u>経常収支率20%未満</u></p> <p>補助額上限 : <u>経常経費の70%</u></p> <p>※基準等の適用は、本市の単独補助路線を基本とする。周辺市町と連絡するバス路線については、周辺市町と協議し、個別に対応。</p>
地域コミュニティ交通	<p>・既存のサービスの維持・活性化に取組むとともに、利用実態や事業収支の状況等より評価・検証を行い、地域住民や利用者からの要望を踏まえて、必要があればサービス内容を見直す。</p> <p>[見直し基準・損失補填の上限]</p> <p>見直し基準 : <u>経常収支率10%未満</u></p> <p>補助額上限 : <u>欠損分の全額補助</u></p>

(2) 交通モードの役割の適正化を図る

本計画においても、持続可能な地域公共交通体系の形成を図るため、収支バランスが悪い地域公共交通は運行方式を含めた見直しを行うことで、交通モードの役割の適正化を図る。

(3) まちづくり計画との調和を図る

本市では、「三原市立地適正化計画」、「三原市都市計画マスタープラン」において、都市生活拠点（三原駅周辺、本郷駅周辺）、地域生活拠点を定め、これら拠点間の連携を図ることで、市域全体の活性化を推進するまちづくりに取組んでいる。

本計画では、公共交通が、本市のまちづくりを支え、地域の活性化を図る役割を担うことを重視して、まちづくり計画との調和を図る。

(4) 社会情勢等の変化・流れへの対応を図る

地域公共交通を取り巻く社会情勢は、第1期計画期間において変化しており、事業環境は一層厳しさを増したといえる。特に、交通事業者の乗務員不足の問題は深刻であり、本市の地域公共交通体系の形成に大きく影響する可能性もある。

また一方で、交通や移動に関わる分野では、各種課題の解決策となりうる新しい技術開発が急速に進められている。

本計画では、こうした社会情勢等の変化・流れに対応するため、必要な施策を位置づける。

4.2 基本理念及び基本方針

【基本理念】

市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の維持・充実

【基本方針】

- ① 地域資源である既存の地域公共交通のサービス持続
- ② 市民ニーズ及び効率性を考慮した地域公共交通体系の維持・充実
- ③ 市域の一体性を強化する地域公共交通体系の維持・充実
- ④ 市民協働を含む関係者の連携による地域公共交通を守り育てる活動の推進
- ⑤ 社会情勢や技術動向の変化に対応できる地域公共交通体系づくり

4.3 計画の目標

【目標（3つの柱）】

1) 機能集約されたコンパクトなまちづくりを支える地域公共交通の維持・充実を図る

本市の地域公共交通を、都市軸に該当する「幹線交通」、幹線交通を補完して各地域の移動ニーズに対応する「支線交通」の2つの機能に分担して、その維持・充実を図ることで、機能が集約されたコンパクトなまちづくりを支える。

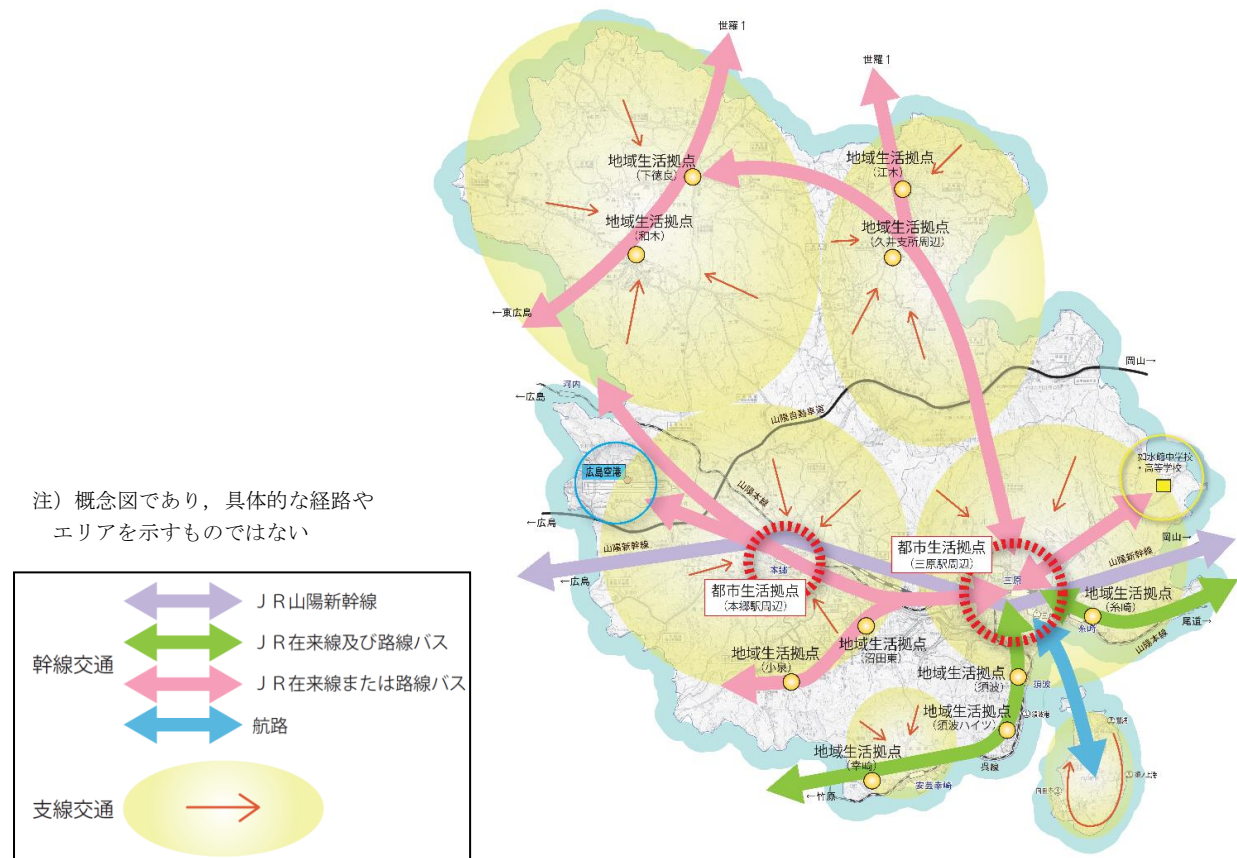


図 まちづくりを支える地域公共交通の機能分担

2) 人口減少・高齢化社会において市民生活を支える移動手段を確保する

人口減少，高齢化が急速に進む本市において，効率化・健全化の観点から既存の地域公共交通の改善（移動モードの転換含む）を図るとともに，多くの市民に活用される敬老優待乗車証（乗船券）の交付事業の継続やドア・ツー・ドアで運行するデマンド型乗合タクシーの導入など，特に高齢者の移動支援策の維持・充実を図ることで，安心できる市内での暮らしを支える。

3) 地域公共交通を守る市民意識の醸成と利用環境整備を推進する

市民一人ひとりが，鉄道，航路，路線バス，地域コミュニティ交通等の地域公共交通の重要性を認識し，自分達で守るといった意識醸成を図るとともに，地域公共交通が利用しやすい環境づくりを推進する。

4.4 目標を達成するための事業及び実施主体

本計画の目標を達成するため，計画期間において(1)～(11)の事業に取り組む。

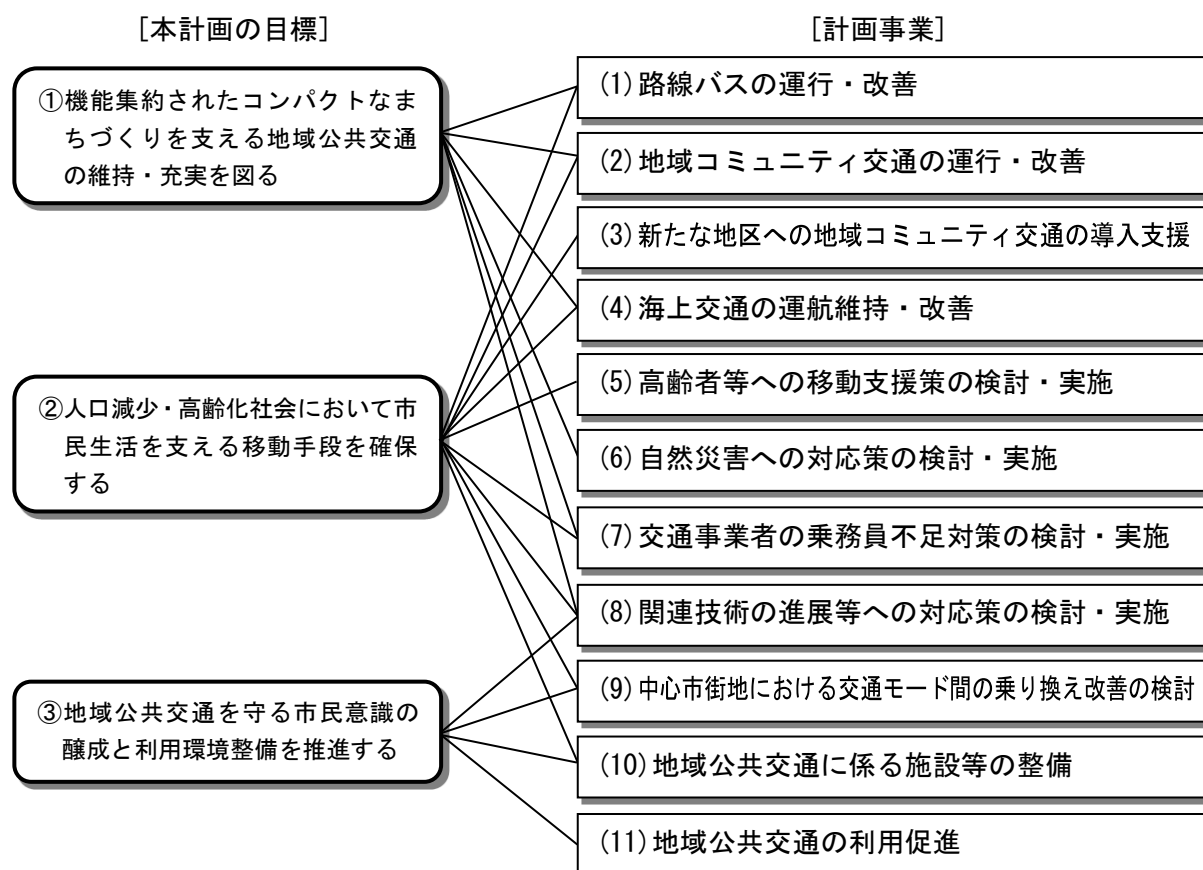


図 計画目標と事業との対応

表 事業及び実施主体

事業名	実施主体	事業概要
(1) 路線バスの運行・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・民間バス事業者 ・三原市 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの運行を継続実施 ・定期的に運行状況について検証を実施 ・検証の上、必要性が確認できれば路線改善を検討・実施
(2) 地域コミュニティ交通の運行・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・交通運営主体(地域住民団体等) ・三原市 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ交通の運行を継続実施 ・利用者などの意見等に応じ、関係者との調整が整えば、エリア拡大等のサービス改善を検討・実施 ・定期的に運行状況について検証を実施 ・検証の上、必要性が確認できれば路線改善を検討・実施
(3) 新たな地区への地域コミュニティ交通の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕組みの周知を推進 ・新たな地区住民より地域コミュニティ交通の導入要望があり、かつ諸条件が整った場合に導入を支援
(4) 海上交通の運航維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・民間航路事業者 ・三原市 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上交通の運航を継続実施 ・利用者などの意見等に応じ、必要性が確認できればサービス改善を検討・実施
(5) 高齢者等への移動支援策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市 ・広島県警察 ・関係団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が、地域の課題等を協議する場に参加し、地域公共交通に関するニーズや課題を把握 ・運転免許証の返納促進に資する周知や支援策の検討・実施 ・高齢者、障害者がバスや海上交通を利用する際の優待交付事業の継続実施
(6) 自然災害への対応策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・関連交通事業者 ・三原市 	<ul style="list-style-type: none"> ・頻発する自然災害に対して、地域公共交通に係る被害を抑制し、かつ迅速に復旧できるように、平時より可能な備えを推進
(7) 交通事業者の乗務員不足対策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・関連交通事業者 ・三原市 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者における深刻な乗務員不足に対して、関係主体全体の問題と捉え、市広報紙等を活用したPR等、可能な事業を検討・実施
(8) 関連技術の進展等への対応策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・関連交通事業者 ・三原市 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい関連技術の動向等について情報収集するとともに、可能な事業を検討・実施
(9) 中心市街地における交通モード間の乗り換え改善の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・関連交通事業者 ・三原市 	<ul style="list-style-type: none"> ・三原駅周辺の結節機能を維持するため、各交通モード間の乗り換え時間の短縮化・改善について検討・実施
(10) 地域公共交通に係る施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関連交通事業者 ・三原市 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や利用者からの要望が高い地域公共交通関連施設等の整備を推進
(11) 地域公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・関連交通事業者 ・地域住民団体 ・三原市 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への適切な情報提供や利用意欲向上に繋がる取組など、地域公共交通の利用促進に係る事業を検討・実施 ・特に観光客への公共交通利用を促す事業を検討・実施